

太田川水防災タイムライン 令和3年8月豪雨の振り返りについて

令和4年3月17日（木）

太田川水防災タイムライン検討会

令和3年8月の出水対応の振り返り状況

No	機関	部局
1	広島県	土木建築局道路河川管理課
2	広島市	危機管理室災害対策課
3		下水道局河川防災課
4		下水道局管理部維持課
5		下水道局施設部計画調整課
6		西区地域起こし推進課
7		安佐南区地域起こし推進課
8		佐伯区地域起こし推進課
9		安芸太田町
10	広島県警察本部	警備部危機管理課
11	広島県山県警察署	警備課
12	広島市消防局	警防部警防課
13	中国電力ネットワーク(株)	広島ネットワークセンター総務課
14	西日本電信電話(株)広島支店	設備部災害対策室
15	広島ガス(株)	導管事業部供給設備部防災推進G
16	西日本高速道路(株)中国支社	保全サービス事業部 保全サービス統括課
17	(一社)広島県医師会	事務局 地域医療課
18	広島市防災士ネットワーク	
19	防災エキスパート	中国建設弘済会 技術本部
20	国土交通省中国地方整備局	太田川河川事務所 調査設計課
21		温井ダム管理所

各機関からの振り返り内容

○佐伯区:河川事務所からのホットラインが入る具体的なトリガーについての確認・・「どのような状況で」水位観測所が「避難判断水位」、「氾濫危険水位」、「危険水位、氾濫発生」に達した段階で、該当する自治体へお知らせ。

- ①土居水位観測所 :安芸太田町
- ②加計水位観測所 :安芸太田町、広島市(佐伯区)
- ③飯室水位観測所 :広島市(安佐北区、安佐南区)、安芸太田町
- ④中野水位観測所 :広島市(安佐南区、安佐北区)
- ⑤矢口第一水位観測所:広島市(安佐南区、安佐北区、東区)
- ⑥祇園大橋水位観測所:広島市(西区)
- ⑦新川橋水位観測所 :広島市(安佐北区)
- ⑧中深川水位観測所 :広島市(安佐北区)
- ⑨古川水位観測所 :広島市(安佐南区)
- ⑩三篠橋水位観測所 :広島市(西区、中区)※1
- ⑪江波水位観測所 :広島市(西区、中区)※1

※1:太田川市内派川の水位上昇時においては、先に避難判断水位、氾濫危険水位に達した段階でのみお知らせ。

○防災エキスパートの関係

【安芸太田町版の場合】

- ・「No176 防災エキスパートの派遣」太田川河川事務所が行動の主体◎となっているが、協定上は中国地方整備局と防災エキスパート間での協定である。
- ・「No174 河川・道路災害の応急対策助言」についても、防災エキスパートが主体◎となっているが、整備局との協定による要請に基づき行うものである。

→両項目とも整備局からの要請による活動であるため、整備局◎、防災エキスパート○とする。

改善策・問題点等

○安芸太田町

- ・要配慮者へ避難支援が必要な場合は、本部へ連絡し可能であれば地元消防団への支援要請をするなどのルール作り。

○西日本高速道路

- ・基準値に基づく通行止め「改善策」基準値の見直しを実施し、通行止め時間の削減を実施。

○防災士ネットワーク

- ・避難の呼びかけを行っても、実際に避難を行う人は少なかった。

○広島県医師会

- ・各機関との連絡体制の強化・情報共有を行い、いつでも要請に応える体制づくり。

前回検討会での変更要望や振り返り結果などの令和4年度版 タイムラインへの反映

1.タイムラインについて			
【修正:詳細表 広島市版】			
No107(ステージ3)	・レベル(ステージ)を4に移行し、役割分担の「発」を「受」に修正	(一社)広島県 医師会	実際にリエゾンを派遣するのはレベル4になってからなので、レベル4への移行はOK リエゾンは出る方が「発」なので、「受」への修正はなし
No129(ステージ4)	・役割分担の「◎」を「○」に修正		県からの要請を受けての対応なので、修正はOK。調整の対象についての記載がないので、それを追記する。
No181(ステージ5)	・行動項目「医療チームの派遣」を削除		No182「JMATの派遣」と同じのことで、No181削除はOK
No158(ステージ5)	・整備局からの要請があれば助言するという流れになっている	防災エキスパート	「助言」から「助言要請」に修正。整備局が「◎」で、防災エキスパートを「○」とする。
No162(ステージ5)	・「整備局 → 防災エキスパート」であるが、その前の段階として「事務所 → 整備局」があるかと思われる。		「派遣」から「派遣要請」に修正。整備局が「◎」で、防災エキスパートを「○」とする。
【修正:詳細表 安芸太田町版】			
No126(ステージ3)	・レベル(ステージ)を4に移行し、役割分担の「発」を「受」に修正	(一社)広島県 医師会	広島市版と同様
No151(ステージ4)	・役割分担の「◎」を「○」に修正		
No192(ステージ5)	・行動項目「医療チームの派遣」を削除		
No174(ステージ5)	・整備局からの要請があれば助言するという流れになっている	防災エキスパート	広島市版と同様
No176(ステージ5)	・「整備局 → 防災エキスパート」であるが、その前の段階として「事務所 → 整備局」があるかと思われる。		
2.タイムライン運用の手引きについて			
広島市版P17、 安芸太田町版P15	「5.2 収集可能な情報」の表5-1①気象庁発表情報の収集すべき情報とリンク先を修正	広島地方気象台	第10回検討会後に修正済み
3.タイムラインの運用について			
・特になし			
4.その他、タイムラインに関する意見について			
・タイムラインが発令された場合の送信先アドレスの変更		(公社)広島県 バス協会	OK
・タイムライン運用時の送信元が事務局と広島市危機管理課から来てますが、1カ所から出来ないのでしょうか？			基本は市町が送信であるが、対応が重なって自治体でできない場合は、連携を取って事務局から送信している。理解していただきたい。